

中央区におけるメディカルケアステーション（MC S）による 医療・介護関係者間での運用ルール

中央区において、メディカルケアステーション（以下MC S）を利用して医療・介護関係者間での連携や患者に関する情報の共有を行う者は、以下を遵守し適切に利用すること。

1 患者グループの作成

- （１）患者グループの管理（設置、参加する多職種の登録・削除など）は、関係者で協議の上、患者グループ連携リーダーを決定し行う。
- （２）患者グループ連携リーダーが患者グループに参加させる者は、当該患者の地域包括ケアに関係しており、信頼関係の確立している多職種のみとする。

2 患者グループで取り扱う個人情報

- （１）患者グループ内で共有する個人情報については、患者支援のために必要な最小限の情報のみ共有すること。
- （２）患者グループ内で知りえた個人情報は、患者グループ外の人に漏らさないこと。
- （３）急変時や緊急の場合は、電話で直接連絡をすること。
- （４）患者グループ内で連携・共有した情報（テキスト、画像、各種ファイルなど）のMC S以外での利用（利用端末にダウンロードする、コピーする、印刷するなど）は、原則として禁止する。ただし、当該患者の地域包括ケアのために直接利用する目的（内容を業務記録に残す、当該患者または当該患者の家族への説明に使うなど）の場合は、MC S以外での利用を認める。なお、事前に当該患者グループの参加者にMC S以外での利用について説明し理解を得ておくこと。また、その保管・処分などの管理を適正に行うこと。

3 掲載内容の配慮

- （１）患者・家族の体や家屋などを撮影する場合は、その都度、同意を得る。
- （２）他の施設などから提供された情報提供書などの文書は、必要な部分のみを掲載する。なお、その文書の提供元である施設などが、MC Sへの文書の掲載を許可しない方針である場合は、それに従う。

4 コミュニケーションマナー・一般ルール

- （１）最初はできるだけ顔合わせを行い、自己紹介や挨拶から開始する。
- （２）専門用語の使用などは極力避け、多職種で理解・共有できるよう配慮する。
- （３）職種による視点の違いや役割の違いを相互に理解し、他者が不快とならないよう、言動に注意する。
- （４）連携情報を確認した場合は、リアクションアイコンをクリックする。
- （５）早朝や深夜帯の使用は避け、負担とならないよう注意する。